

## 改正動物愛護法（二〇一九年改正法）に関する一考察

牧野 高志

1. はじめに
2. 動物の所有者又は占有者の責任規定（七条）
3. 第一種動物取扱業者の登録拒否事由（二二条）
4. 数値基準（二二条）
5. 対面販売義務（二二条の四）
6. 帳簿の作成・保存（二二条の五）
7. 動物取扱責任者（二二条）
8. 八週齢規制（二二条の五・附則二項）
9. 勧告及び命令（二三条）
10. 不適切飼養に対する指導（二五条）
11. 特定動物に関する規制（二五条の二、二六条）
12. 所有者不明の犬及び猫の取扱い（二五条三項）
13. 繁殖制限の義務化（三七条）
14. マイクロチップの義務化（三九条の二）
15. 動物の殺処分（四〇条）
16. 獣医師の通報義務（四一条の二）
17. 動物殺傷罪等の厳罰化（四四条）
18. 終わりに

## 1 はじめに

二〇一九年（令和元年）六月に、二〇二二年改正以来となる動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）等の一部を改正する法律（以下「二〇一九年改正法」という。）が公布された。一九七三年に「動物の保護及び管理に関する法律」という名称で制定されたいわゆる「動管法」は、一九九九年に現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」という名称に変更されるとともにその内容も改正され、さらに二〇〇五年と二〇一二年に改正がなされ、動物愛護に関する法規範が、質的にも量的にも充実化してきた。しかしながら、依然として動物の虐待等の問題が残っていたことから、更なる厳格化を訴える声が多くあつた。そこで、この二〇一九年改正法では、これまで社会問題を背景として議論されてきた事項が明文化されるに至つた。例えば、動物取扱業者への飼養管理基準の数値化規制、八週齢規制やマイクロチップの義務化等である。これらは、動物愛護法一条が目的として掲げる「人と動物の共生する社会の実現」に向けて避けて通れないものである。本稿では、二〇一九年改正法やそれに付随する規則・省令の主な改正部分につき、検討・分析を試みたいと考える。

## 2 動物の所有者又は占有者の責任規定（七条）

## 七条（二項）

動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管

理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することに  
より、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、  
生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場  
合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管  
については、当該基準によるものとする（傍線筆者、以下同様）。

旧法下においては、動物の健康及び安全の保持、動物による生命、身体等に対する危害の防止、動物の飼養等によ  
る人への迷惑の防止という動物を飼養又は保管する場合にあつての基本的な事項が定められていた。<sup>①</sup>二〇一九年改正  
法では、それに加え、環境大臣が飼養保管に関する基準を定めたときには、その基準に従つて飼養保管をしなけれ  
ばならないと責務規定が拡大された。その基準として、家庭動物の飼養及び保管に関する基準（平成一四年五月環境省  
告示第三七号）、展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成一六年四月環境省告示第三三三号）、実験動物の飼養及び  
保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成一八年四月環境省告示第八八号）及び産業動物の飼養及び保管に関する基  
準（昭和六二年一〇月総理府告示第二二二号）がある。なお、第一種動物取扱業者に対しては、一九九九年改正法にお  
いて導入された（二二条参照）。

3 第一種動物取扱業者の登録拒否事由（一二条）

一二条（一項） （柱書 略）

- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第一九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分であった日から五年を経過しない者
- 四 第一〇条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第一九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分であった日前三〇日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から五年を経過しないもの

（中略）

五の二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

六 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第一四〇号）第一〇条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二二八号）第六九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七〇条第一項第三六号（同法第四八条第

三項又は第五二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七二条第一項第三号（同法第六九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七〇条第一項第三六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和二五年法律第二四七号）第二七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七五号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成一四年法律第八八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成一六年法律第七八号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

まず、旧法下において定められていた諸事由の経過期間につき、「二年」から「五年」へと伸長され、登録要件が厳格化されている。

次に、具体的な拒否事由について検討する。まず、一号事由についてであるが、旧法下においては、「成年被後见人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」（旧二条一号）を規定されていた。しかし、成年被後见人及び保佐人（以下「成年被後见人等」という）の人権が尊重され、成年被後见人等であることを理由に不当な差別を受けないよう、成年被後见人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るべく立法化された「成年被後见人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るべく立法化された」の施行（平成二八年五月一三日施行）に伴い、改正法では、「心身の故障によ

りその業務を適正に行うことができずして環境省令で定める者」と表現が改められた。次に、新設された五の二号であるが、特に動物関連法規に違反した場合に限らず、広く罪を犯した場合も拒否事由とされた。そして、六号も同様に、動物関連規定について追加された。つまり、動愛法にとどまらず、広く他の動物関連規定に違反した者についても登録拒否事由とされるようになった二〇一二年改正法から更に登録拒否事由が追加されたのである。また、七号も新設された。このように、第一種動物取扱業者による動物の不適切な飼養または保管を防止する観点から、その取扱業者の質の確保を図るべく、登録拒否事由が追加及び新設された。

しかしながら、依然、第一種動物取扱業者について「登録制」を維持させており、「免許制」の採用までに至っていない。確かに、登録の際に行われる立入検査（動愛法二四条参照）や勧告・命令（二三条）・登録取消し・業務停止（一九条）といった規定により実質的には「免許制」を採用しているが、名実ともに「免許制」を採用することが望まれよう。<sup>3)</sup>

#### 4 数値基準（二二条）

二二条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
  - 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
  - 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
  - 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
  - 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
  - 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
  - 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- 3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。
  - 4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

一部業者によつて劣悪な環境下で多頭飼育・管理が行われた場合、後述する四四条の虐待罪で規定する「飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させる」行為に該当する場合がある。しかしながら、如何なる状態がこの場合に該当するかにつき、これまで明確になつておらず、同条違反としての取り締まりや適切な指導が困難なものであった。そこで、二一条は数値規制を定め、その具体的数値については「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和三年四月制定・同

年六月一日施行、以下「省令」という)に委ねている。その環境省令における数値基準は以下の通りである。<sup>①</sup>なお、以下の省令の基準は、動物取扱業者に対するものではあるが、それ以外の一般飼主も犬猫を飼養する際に適正飼養の観点から参考とすべき基準であるといえる。

(1) 法二項及び三項についての数値化規制

ア 飼養施設のケージ等の数値化(法二項一号、省令二条一号及び三条一号)

まず、運動スペース分離型飼養(寝床・休息場所となるケージ等とは別に飼養施設内に運動スペースを設置する場合)については、寝床や休息場所となるケージについて、縦は犬猫の体長(胸骨端から座骨端までの長さ)の二倍以上、横は犬猫の体長の1・五倍以上、高さについては、犬の体高(地面からキ甲部までの垂直距離)の二倍以上、猫の体高の三倍以上(加えて、柵を設け、二段以上の構造とする)とされた。<sup>②</sup>この猫の高さについては、上下運動を行う習性に配慮したものである。そして、複数飼養の場合には、各個体に対する上記広さの合計面積を確保し、最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保しなければならないとされた。なお、運動スペースについては、後述する一体型と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、一日三時間以上運動スペースに出し運動させることを義務付けている。一方で、運動スペース一体型(寝床や休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用する場合)であり、平飼い等が当てはまる)では、犬について分離型のケージサイズの床面積の六倍以上、体高の二倍以上の高さを備えなければならないとされ、猫については分離型のケージサイズの床面積の三倍以上、体高の四倍以上の高さ(加えて、二つ以上の柵を設け、三段以上の構造とする)を備えなければならないとされた。犬の広さについては、走る等の自然な運動を行える広さ、猫については、先述したように、上下運動を行うのに適した高さを確保するため



の数値である<sup>⑥</sup>。そして、複数飼養の場合には、犬については分離型ケージサイズの三倍以上を頭数分乗じた床面積、猫については分離型ケージサイズを頭数分乗じた床面積を確保し、最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保しなければならぬとされた。なお、繁殖時において、親子当たり上記の一頭分の面積を確保し、親子以外の個体の同居を認めないとされた。そして、ケージ等の構造等の基準として、金網の床材としての使用を禁止し（四肢の肉球が痛まないように管理されている場合は除く<sup>⑦</sup>）、ケージ等や訓練場に錆、割れ、破れ等の破損がないことが義務付けられた。しかしながら、これら一体型および分離型における運動スペースを確保する数値規制は、「飼養期間が長期間にわたる場合」に規制されるどころ（環境省令第二条一号（三）（二）参照）、この「長期間」とは具体的にどのくらいの期間をいうのが不明確といえる。ただ、この数値規制が第二種動物取扱業者にも適用されるところ、飼主と離れた動物の保護期間について柔軟に対応できることが期待できる。つまり、この期間に該当しないという判断の下、保護する個体数を可及的に維持・確保できるのである。もつとも、これが濫用されて、虐待の状況が生ずることはあつてはならない。

このように、二〇一九年改正法は、犬および猫について、その習性を考慮した形で厳格な規制を実現したといえる。諸外国では、犬に関する規制は実施されているが、猫に関しては、規制が緩い場合や、規制自体が無い場合もあることから<sup>⑧</sup>、我が国の取り組みについては大いに評価できるものといえよう。

#### イ 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数の数値化（法二項二号、省令二条二号及び三条二号）

この点、省令では、犬について一人当たり繁殖犬一五頭、販売犬二〇頭までとし、猫については一人当たり繁殖猫二五頭、販売猫等三〇頭までと上限を課した。これは、八時間労働を標準として、一頭当たり平均作業時間を想定し

一人当たりの頭数を算出したものである<sup>9)</sup>。ただし、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫は、その飼養施設に在るものに限って、頭数に含めないとされる。

ウ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項（法二項三号、省令二条三号及び三条三号）

この点、省令においては、以下の五つの定めを置いた。一つ目は、動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行い、特に販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮することとされた（省令二条三号イ）。二つ目は、犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により使用環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこととされた（同条号ロ）。三つ目は、犬又は猫の飼養又は管理を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。）に応じて光環境を管理することとされた（同条号ハ）。四つ目は、動物の死体は、速やかにかつ適切に処理されることとされた（同条号ニ）。五つ目は、動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすることとし、特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理することとされた（同条号ホ）。これら定めについては、具体的な数値は示されていない。確かに、温度・湿度測定は可能であるし、臭気であれば、悪臭の原因となるアンモニア濃度やメチルメルカプタン濃度の測定は可能である。しかし、温度・湿度は季節や地域による差が大

きく、数値を一律に定めた場合、数値は満たすが悪質な事業者に対し指導ができなくなるおそれがあるため、現場の状況に応じた指導を可能にする必要があることから数値規制は見送られた<sup>⑩</sup>。また、臭気についても、悪質な事業者であっても基準の範囲内だった場合に（数値がかえって不適切な状態にお墨付きを与えることがないよう）総合的な判断により指導を可能にする必要があることから数値規制は見送られた<sup>⑪</sup>。このように、柔軟な対応・指導を可能にすべく、数値規制は実現には至らなかったものといえるが、これまで対応・指導が功を奏さなかったからこそ、数値規制の必要性が認められたはずであることを考えると疑問が残る。

なお、省令では、自然光や照明が無い場所での飼養を禁止し、夜間に休息を確保するために照明の制限等の規制が置かれ、これにより猫の繁殖の人為的なコントロールを防ぐことができる<sup>⑫</sup>。

#### エ 動物の疾病等に係る措置に関する事項（法二項四号、省令二条四号及び三条四号）

この点、省令において、一年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年一回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を五年間保存することとされ、繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせることとされた（同条号ハ）。改正法により、後述のごとく獣医師の虐待通報が義務化された（法四一条の二）ことから、この健康診断により虐待防止・発見に繋がるものと期待できる。なお、この診断書についての五年間の保存期間は、第一種動物取扱業者へ課される帳簿の保存期間（法二二条の五、規則一〇条の二第三項<sup>⑬</sup>）に合わせる形となっている。そして、繁殖の用に供する個体については、帝王切開の状況や今後繁殖に供することができ、状態かどうかの判断がなされる。

オ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項（法二項五号、省令二条五号及び三条五号）

この点、省令において、犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保し、それが困難な場合は、展示時間が六時間を超えることに、その途中に展示を行わない時間を設けることとされた（同条号イ（二））。また、飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察することとされた（同条号ロ（一〇））。これは、動物のストレス軽減を目的としたものではある。六時間という数値規制については、犬猫の展示が最大一二時間となっていることを踏まえ、その半分の時間を設定したものである<sup>14</sup>。目視観察義務については、販売・貸出しにおける二日間の義務規定があるが（法二一条一項、規則八条三号）、輸送レベルに関してかかる義務がなかったことから、改正法において新設された。

カ 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項（法二項六号、省令二条六号及び三条六号）

この点、省令において、犬猫の繁殖年齢及び繁殖回数について数値規制を設けた。つまり、犬の場合は、雌の生涯出産回数は六回まで、交配時の年齢は六歳以下とされ、七歳に達した時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は七歳以下とするとされた（同条号二）。一方で猫の場合は、雌の交配時の年齢は六歳以下とされ、七歳に達した時点で生涯出産回数が一〇回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は七歳以下とされた（同条号ホ）。そして、必要に応じて獣医師等による診断を受けさせ、又は助言を受けることとされた（同条号へ）。これは、犬と猫の繁殖生理の特徴を反映し、高齢により母体に負担がかかることを防ぐ目的である<sup>15</sup>。

そして、犬については、季節繁殖動物ではなく、個体差により六ヶ月の間隔で発情を繰り返すため、長期的な視点で繁殖をとらえ、生涯の出産回数を制限した<sup>16)</sup>。一方、猫については、季節繁殖動物で、多発情動物であり、年三回程度の出産が可能であることを踏まえ、年二回程度に出産を制限することを想定した回数となっている<sup>17)</sup>。そして、獣医師の診断については、繁殖に適さない個体、例えば、初回発情時に体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産の恐れがある場合や栄養状態が良くない場合には繁殖を認めないこととなる（同条号チ参照<sup>18)</sup>）。さらに、動物全般につき、販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、それを五年間保管することとされた（同条号ハ）。また、犬又は猫を繁殖させる場合において、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、五年間保存することとされた（同条号ト）。これについて、帝王切開が行えるのは獣医師に限定されたことから、獣医師でないブリーダー等がかかる行為を行うことは禁止されることとなる。

キ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（法二項七号、省令二条七号及び三条七号）

この点、省令において、犬又は猫を飼養又は保管する場合、被毛にふん尿等が固着した状態（省令二条七号イ（一））、体表が毛玉で覆われた状態（同条号イ（二））、爪が異常に伸びている状態（同条号イ（三））等の状態にしないようにしなければならぬとされた。これは、アニマルウェルスマジヤの考え方を踏まえ、動物の状態の指針（被毛や爪等の状態）を具体化し、虐待につながるおそれのある状態にしておくことを禁止したものである<sup>21)</sup>。また、運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、一日当たり三時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこととされた（同条号ソ）。さらに、犬又は猫を飼養又は保管する場合に

は、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこととされた（同条号ツ）。これは、運動スペース等における活動を義務付けるとともに、そのような活動を通じて、家庭動物、展示動物等として適応した行動が取れるように、人との触れ合いの実施を具体化したものである。<sup>22)</sup>

## （2）法四項について

都道府県又は指定都市は、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができるとしており、地方の実情に応じた基準設定が可能となっている。しかしながら、いかなる基準設定が可能かは明確となっていない。この点につき、徳島公安条例事件（最大判昭和五〇年九月一〇日刑集二九卷八号四八九頁）が参考になるであろう。条例制定権を定める憲法九四条には「法律の範囲内」という制限があるところ、この判例ではかかる意義を示している。つまり、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容および効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならぬ。例えば、ある事項について国の法令中にこれら規程する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右の規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨である」と解されるときは、これについて規程を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうるし、逆に、特定事項を規程する国の法令と条例が併存する場合でも、後者が前者と別の目的に基づき規程を意図するものであり、その適用によって前者の意図する目的と効果をなら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国

の法令と条例との間にはなんら矛盾抵触はなく、条例が国の法定に違反する問題は生じえない」との判断を示している。かかる意義に照らして考えると、条例が法律及び省令で定める基準よりも厳しい基準を定める場合（上乘せ条例）については、動愛法及び省令が全国的な規制を最低基準として定めていると解される場合には、かかる条例も許されよう。これに対して、緩い基準を定める場合については、それにより動物の健康等を害するおそれがあると認められる場合には、動愛法及び省令の趣旨に反し、許されないこととなる。

## 5 対面販売義務（二二条の四）

二二条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。



旧法下においては、「その事業所において」という文言がなく、対面説明が形骸化されていた。例えば、インターネットでの購入後、輸送場所において、ブリーダー等の売主に代わってその者以外の者（いわゆる「代行者取引」<sup>23</sup>）が対面で説明することがあり、普段当該動物の健康状態等を目にしていないブリーダーからの直接の情報提供がなされないことがあった。このように、本条は、インターネットの通信販売では、動物の健康状態を確認しないままでの販売等がなされ、顧客と直接に対面しない場合には説明責任を十分に果たせないことが生じていたことから、インターネット販売の適正化を図るべく規定された。<sup>24</sup>

## 6 帳簿の作成・保存（二一条の五）

二一条の五（第一項） 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

旧法下では、犬猫等販売業者のみに義務付けされていた帳簿の作成・保存は、貸出・展示業者にもその適用が拡大されることとなり、対象動物も動物全般に拡大された。また、第二種動物取扱業者にもこの規定が準用されるに至った（二四条の四第二項）。これは、第一種動物取扱業者に対する都道府県知事による指導監督を円滑化させるとも



に、適正飼養の促進を図る目的で規定された。<sup>(25)</sup>

## 7 動物取扱責任者（二二条）

二二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第一二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

旧法下においては、旧二二条には「第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。」と規定され、旧規則において、半年間以上の実務経験または動物取扱業に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関

を卒業することなどといった要件が課されていた（旧規則三条一項五号及び九条）。しかし、週一回のアルバイトを六カ月やるだけで上記要件を満たすなどの事態が発生する<sup>26)</sup>など、形骸化規定となっていたため、改正法では、「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから」と限定を加えるとともに、規則における動物取扱責任者の実務要件として「常勤の職員」という地位が課された（規則九条一号ハ及びニ参照）。また、旧規則において実務経験と学校の卒業要件に関し「いずれかに該当」という緩やかな要件から、「かつ」と両要件を満たす形へ厳格化された。しかし、動物取扱責任者研修について、旧規則では「一年に一回以上」および「一回当たり三時間以上」という要件が課されていたが（旧規則一〇条三項一号及び二号）、改正法において削除されたのは疑問である。確かに、動物取扱責任者をかかえる数について都道府県ごとに地域差があり、その数が多い自治体にとつてその講習会開催に向けた負担は大きいかもしれないが、講習会開催が二、三年に一度となると、動物取扱責任者ひいては第一種動物取扱業者の適正確保の観点から疑問が残るものといえるし、委託権限を改正法で認めたことから（法四項参照）、負担軽減は可能といえるのではなからうか。

## 8 八週齢規制（二二条の五・附則二項）

二二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後五六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

今回の改正の目玉の一つである「八週齢規制」の実施が実現した。犬猫は、幼少期に早期に親・兄弟などから引き離して飼養した場合、十分な社会化が行われず、成長後に噛み癖や吠え癖などの問題行動を引き起こす可能性が高まり、その結果、飼い主の飼養放棄に繋がることになることから、これを防ぐことをその趣旨とする<sup>27)</sup>。これを裏付ける科学的知見<sup>28)</sup>もあり、欧米での多く国が八週齢未満の譲渡を禁止している。二〇一二年改正前には、動物販売業者に対して、販売に関する日齢については四五日未満の販売自粛を自主規制という形で任せていたが、この規制を守らずに繁殖販売を行う悪質業者があったことから、法規制へと踏み切った。しかし、動物愛護法附則七条においては、二〇一六年八月三十一日までは五六日ではなく四五日、それ以降の法律に定めるまでの間は四九日とされていることから、二〇一二年改正法の規定は形骸化されていた。しかしながら、八週齢規制が二〇一九年改正においてようやく認められるに至った。

もともと、この改正が行われたにもかかわらず、天然記念物指定犬の特別措置が附則二項において規定された。つまり「専ら文化財保護法（昭和二五年法律第二二四号）第一〇九条第一項の規定により天然記念物として指定された犬（以下この項において『指定犬』<sup>29)</sup>という。）の繁殖を行う第二二条の五に規定する犬猫等販売業者（以下この項において『指定犬繁殖販売業者』という。）が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中『五六日』とあるのは、『四九日』とする」と規定された。これは、天然記念物の保護との調整を図ったものであり、飼主に直接販売する指定犬専門のブリーダーは、十分な知識や経験に基づいて飼主に情報提供できること、飼主に天然記念物の価値を知ってもらうことでその保護に資すると考えられるため、例外的に設けられた規定である<sup>31)</sup>。しかし、上述した問題行動等は、この指定犬にも当てはまるはずであることから、この特別措置については疑問が残る。

## 9 勧告及び命令（二三条）

二三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二一条第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二一条の四若しくは第二一条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二一条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときはその者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

今回の改正法で新設されたのが三項の規定である。具体的には、先述した数値規制に関する省令及び条例（二一条

一項及び四項)、購入者に対する情報提供(二二条の四)、動物取扱責任者研修(二二条三項)、犬猫等販売業者に課される週齢規制(二二条の五)に関して不遵守があれば、その期限を定めて勧告を行い、それに従わなかったときは、その旨を公表することができる<sup>32)</sup>とされた。なお、この期限についても「三月以内」とされる規定が新設された(二二条五項)。このような「公表」制度により、動物取扱業者の悪質な行為に対する歯止めがある程度期待できよう。しかし、上記勧告と、勧告に続く命令(同条三項)は、「できる」とする任意的なものにとどまっている。この勧告及び命令について罰則も規定されているが(四六条四号)、その実効性には疑問が残る。第一種動物取扱業者の登録制が、許可した者だけに取扱いを認める許可制と実質的には同様なものであり、悪質な取扱業者を出さないことを目的とする制度である以上、不適正な動物取扱業者に対しては、都道府県知事等は積極的に上記措置をとっていくことが求められる<sup>33)</sup>。

## 10 不適切飼養に対する指導(二二五条)

二二五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は 給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(中略)

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼

養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

(中略)

7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる

この点、旧法下においては、「多数の動物」と規定されていた。多頭飼育は現在において社会問題となっており、飼主等の許容範囲を超えた多頭飼育は、動物の飼育環境の悪化や不衛生な環境により動物に病気を発生させたりし、虐待(四四条二項参照)へとつながっていく<sup>34)</sup>。しかし、このような事態は、多頭飼育の場面に限ったことではない。そこで、二〇一九年改正法では、「多頭の」という文言が削除されるに至った。そして、一項において、起因対象として「給餌若しくは給水」が追加された。これは、例えば、公園等において、特段の計画性を持たず、結果として生じる周辺環境への影響に対する配慮や地域の理解を欠いた状態で動物への餌やり行為を行う者に対して指導助言等を行うことを可能とするためである<sup>35)</sup>。また、旧法下で認められていた勧告や命令に加え、二〇一九年改正法では、事態の早期段階における行政指導である指導若しくは助言又は実態把握のための報告要求若しくは立入検査が可能となり、より効果的に事態の把握と改善を図ることができるようになった<sup>36)</sup>。

## 11 特定動物に関する規制（二五条の二、二六条）

二五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

二六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行うおとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

特定動物<sup>37)</sup>については、旧法下では、都道府県知事の許可を受ければ飼養又は保管することができた。しかし、特定動物は、逃げ出したり飼主に遺棄された場合に、人や生活環境に重大なもたらす危険が高いことから、愛玩目的での飼養又は保管は原則として禁止され（二五条の二）、動物園等で展示する場合には旧法下同様の許可により例外的に

許容されることとなった（二六条）。

## 12 所有者不明の犬及び猫の取扱い（三五条三項）

三五条三項 前二項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。

この点、旧法下においては、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められた場合、自治体は引き取らなければならなかった（旧法三五条三項は同条一項本文のみを準用）。しかし、二〇一九年改正法では、引取り拒否ができるようになった。これは、所有者からの引取りだけでなく、所有者不明の犬猫についても、安易な引取りが殺処分数の増加につながる可能性があり、動物愛護の観点から望ましいと言えないことから規定された<sup>38)</sup>。なお、「周辺の生活環境が損なわれる事態」とは、動物に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等<sup>39)</sup>などである。



### 13 繁殖制限の義務化（三七条）

三七条一項 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

繁殖制限については、七条五項で「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。旧法下においては、さらに、犬又は猫の所有者に対して、努力義務という形で、避妊・去勢手術等の繁殖制限の措置を講ずることとされていた。しかし、飼主等の許容範囲を超えた多頭飼育については先述の問題点があることから、二〇一九年改正法においては義務化された。

### 14 マイクロチップの義務化（三九条の二）

三九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を

取得した日（生後九〇日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後九〇日を経過した日）から三〇日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップ（犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号（個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録されたもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を装着しなければならぬ。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

二〇一二年改正において、販売されている動物に対するマイクロチップ装着の義務化が検討されていたが、マイクロチップの普及率が低いことや（当時三〇％程度）、狂犬病予防法に基づく登録制度（狂犬病予防法四条参照）との整合性との課題で立法化が見送られた。<sup>40</sup> なお、二〇一二年改正法から、動物の所有者は、環境大臣の定めるガイドラインに従つて、自己の所有に係るものであることを明らかにするよう努めなければならないとされるようになった（七条三項）。この個別識別措置として、環境省は、首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨等を例示している。<sup>41</sup> その後、二〇一九年改正において、犬猫等販売業者に対しては法的義務、それ以外の犬又は猫の所有者に対しては努力義務が

規定されるに至った（二〇二二年六月一日施行）。マイクロチップをはじめとする所有明示は、動物の逸走時や震災等の災害でいったん動物を手放すこととなった時等において、動物の所有者への返還を容易にすることに加え、飼養者責任の意識の醸成に有効な手段である<sup>42)</sup>。ただ、動物取扱業者以外の犬又は猫の所有者については、上記所有明示と同様、努力義務にとどまっているため、その趣旨を全うするために義務化することが必要であろう。そして、このマイクロチップの義務化に伴い、その登録等の手続（二九条の三ないし二九条の六）や狂犬病予防法との整合性を図ったワンストップサービス化についての特例（三九条の七）も新設された<sup>43)</sup>。

## 15 動物の殺処分（四〇条）

- 四〇条 動物を殺さなければならぬ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。
- 2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。
  - 3 前項の必要な事項を定めるに当たっては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。

二〇一九年改正法において、第三項が新設され、環境大臣が殺処分の方法について必要な事項を定めるに当たり、国際的動向への配慮義務が、努力義務ではあるが、規定されるに至った。我が国における殺処分の在り方について、

環境省告示第一〇五号「動物殺処分方法に関する指針」の基本原則として、「管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならぬ場合にあつては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。」(第一)と宣言された。そして、殺処分方法として「化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」と示された。しかし、現実として、多くの自治体において、動物たちに苦しみや痙攣等の症状を発生させる炭酸ガスによる方法が採用されている。この点、炭酸ガスによる殺処分動物種によつては適切な方法であり、その利点として、短時間で沈静・麻酔効果が得られることや、低廉であることなどの意見があるが、空気より重いため充滿した密閉ゲージ内では背の高い動物などには効果発現が遅れることや、子犬や子猫のような幼若動物や新生動物は死亡するまで時間がかかることから、長時間の苦痛を与えることになる。安楽死の方法として、ペントバルビタール塩や麻酔薬の静脈注射が推奨すべき方法と認知されており、炭酸ガスによる方法は世界水準からしてもはや許与されないものといえる。もつとも、かかる静脈注射による場合、実施者の安全確保・精神的なケアの問題や実施するための予算確保の問題等、クリアせねばならない問題もある。

## 16 獣医師の通報義務（四一条の二）

四一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

この点、二〇一二年改正法において新設された獣医師の通報義務は、「通報するよう努めなければならない」と努力義務にとどまり、この義務に反した場合でも罰則規定がなく、その実効性に疑問があった。一方で、児童虐待防止法六条では、通告が法的義務とされており、筆者は、今後の動物愛護法改正において参考にすべきと考えていた。<sup>46</sup> 二〇一九年改正法では、これが実現し、獣医師の通報義務が義務化された。獣医師はその業務の性質上、動物の死体や負傷した動物に触れる機会が多く、動物虐待が行われたと判断される場合には、その通報により動物虐待行為の処罰の端緒となることから、その獣医師による積極的関与が要求されるが、それに対する罰則等はなく、実効性確保の点で依然として疑問が残る。なお、通報の即時性の程度を明確にすべく、「遅滞なく」と追記され、獣医師による義務の履行に的確に対応するためにも、都道府県知事その他の関係機関の通報窓口の獣医師への周知の徹底が必要とされることが指摘される。<sup>48</sup>

## 17 動物殺傷罪等の厳罰化（四四条）

四四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五〇〇万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

一九七三年に制定された動物保護管理法では、「保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する」と定めていた。その後、一九九九年に今の動物愛護法にその名称を変え、動物殺傷罪は「一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金」、新設されたネグレクト型虐待は「三〇万円以下の罰金」、遺棄は「三〇万円以下の罰金」と罰則を大幅に引き上げ、二〇〇五年改正法では、虐待罪と遺棄罪についての罰金の上限が三〇万円から五〇万円に引き上げられた。二〇一二年改正法では、動物殺傷罪は「二年以下の懲役又は二〇〇万円以下の罰金」、虐待罪・

「遺棄罪では「一〇〇万円以下の罰金」と懲役刑および罰金刑ともに二倍に強化された。そして、今回の二〇一九年改正法では、動物殺傷罪は「五年以下の懲役又は五〇〇万円以下の罰金」、虐待罪は「一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金」、遺棄罪は「二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金」と、殺傷罪は大幅に法定刑が引き上げられ、虐待罪と遺棄罪については懲役刑が追加され厳罰化が実現した。近年、動物虐待等やそれをインターネットに投稿するなどの行為が問題となり、動物虐待が行われた際の法定刑が低いという指摘があったため、今回の改正はそれに応えるものである<sup>49</sup>。そして、二項の虐待罪については、①その身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせることと、②飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させることという項目が新たに追加された。

## 18 終わりに

以上のように、二〇一九年改正法の検討を試みたが、動物愛護法は改正ごとに改善されているとはいえ、依然残された問題点は多々ある。次期改正においては、上記指摘部分のみならず、他法では解決できない社会問題に対応できる改正を切に望む。例えば、動物の所有権問題やペットの高齢化問題である。前者については、保護した犬に関する所有権帰属について、遺失物法を除いて、特に規定がない。つまり、民法二四〇条では、「遺失物は、遺失物法（平成一八年法律第七三号）の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。」とされる。しかし、遺失物法四条一項本文には「拾得者は、速やかに、拾得した物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない」と規定され、同法同条三項で、動物愛護法三五

条三項による引取りがあれば、遺失物法一項が適用されないとした。この場合、狂犬病予防法に服することとなるが、この場合、登録鑑札または狂犬病予防注射済表を付けていない犬は抑留され（同法六条一項）、所有者の知れない犬については管轄の市町村長にその旨が通知される（同条七項）。そして、その市町村長は、通知を受けた際、二日間  
の公示をし（同条八項）、その満了後、一日以内に所有者からその犬が引き取られないときは、予防員はその犬を殺  
処分することができるとされる（同条九項）。この規定からわかるように、所有権について、何ら触れることなく、  
殺処分を導いている<sup>50)</sup>。また、動物虐待等の行為があれば、今回の改正法により厳罰化されたとはいえ、その所有権に  
ついては何らの規定はない（なお、刑法上の「没収」手続については割愛する）。この点につき、イギリスにおける  
「Animal Welfare Act 2006（二〇〇六年動物福祉法）」が参考となる<sup>51)</sup>。後者については、ペットの高齢化に伴い、飼  
主が先に亡くなるケースもある。その場合であっても、終生飼養義務を全うすべく、何らかの方策が必要となる。  
現在、ペット信託等、様々なシステムが構築されつつあるが、それに対応する動物愛護法上の規定はない。このよう  
に、新たに創設すべき規定が考えられることから、今後の動物愛護法改正に期待したい。



【注】

- (1) 動物愛護管理法令研究会編『改訂版 動物愛護管理業務必携』（大成出版社、二〇一六年）一一頁。
- (2) 他の行政手続における許認可等の欠格要件として「五年」を採用しているものが多い。例えば、一般建築業の許可基準を定める建設業法八条、宅地建物取引業者の免許の基準を定める宅地建物取引業法五条等が「五年」を採用している。
- (3) 拙著においても、同様の指摘をしている（拙著「動物愛護管理法の変遷と課題」志學館第一八号一二二頁）。
- (4) 詳細は、環境省「適正な飼養管理の基準の具体化について 飼養管理基準として定める事項」（[https://www.env.go.jp/hature/dohutsu/aiago/2\\_data/keisei/result\\_2.pdf](https://www.env.go.jp/hature/dohutsu/aiago/2_data/keisei/result_2.pdf)）を参照。
- (5) 寢床や休息場所となるケージは、日常的な動作として、ケージ内での方向転換及び前肢を挙げて後肢のみで立ち上がる行動を想定したものである（環境省・前掲注（4）七頁）。
- (6) 環境省・前掲注（4）九頁。
- (7) 例えば、金網の上に布やトレーを置く場合などがある。
- (8) 例えば、イギリス・イングランド地方では、犬については、繁殖業・販売業ともに二〇kg以下が四m<sup>2</sup>、二〇kg以上が八m<sup>2</sup>とされ、猫については、繁殖業者に対する規制はなく、販売業者に対しては、一二週齢〜二六週齢について、〇・八五m<sup>2</sup>、高さ一・八メートル等の規制がなされている。また、フランスでは、成犬については五m<sup>2</sup>、高さ二m、猫については二m<sup>2</sup>という規制がなされているのみである。さらにドイツでは、犬について体高五〇cm未満が六m<sup>2</sup>、五〇cm以上六五cm未満が八m<sup>2</sup>、六五cm以上が一〇m<sup>2</sup>という規制がなされているのみである（環境省・前掲注（4）一〇頁参照）。
- (9) 環境省・前掲注（4）一八頁。
- (10) 環境省・前掲注（4）二〇頁。
- (11) 環境省・前掲注（4）二〇頁。
- (12) 環境省・前掲注（4）二〇頁。なお、照明による猫の繁殖についての詳細は、太田匡彦「奴隸」になった犬、そして猫」（朝日新聞出版、二〇一九年）二二―二五頁を参照。
- (13) この保存期間について、旧法下では対象を犬猫等販売業者に限定していたが、改正法では対象を動物販売業者に拡大している。
- (14) 環境省・前掲注（4）二四頁。
- (15) 環境省・前掲注（4）二六頁。

- (16) 環境省・前掲注(4)二六頁。
- (17) 環境省・前掲注(4)二六頁。
- (18) 平均して、小型犬種は生後八ヶ月、大型犬種は生後一年前後、猫は生後八ヶ月とされるが、品種や個体等による差があるとされる(環境省・前掲注(4)二六頁)。
- (19) 環境省・前掲注(4)二六頁。
- (20) 獣医師は、獣医師国家試験に合格し、かつ、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、農林水産大臣の免許を受け、た者をいう(獣医師法三条参照)。
- (21) 環境省・前掲注(4)三二頁。
- (22) 環境省・前掲注(4)三二頁。
- (23) 詳細は、太田・前掲注(12)一八七—一八九頁。
- (24) 東京弁護士会 公害・環境特別委員会編『動物愛護法入門(第二版)——人と動物の共生する社会の実現へ』五〇頁、「辻本雄一」(民事法研究会、二〇二〇年)。なお、「必要な情報」とは、規則八条の二第二項で定められており、その中には、その種の平均寿命等の一般的情報にのみならず、当該動物の病歴・ワクチンの接種状況等、当該動物の親および同腹子についての遺伝子性疾患の発生状況やその動物の適正な飼養・保管に必要な事項といった個別具体的な情報も含まれる。
- (25) 東京弁護士会・前掲注(24)五三頁。
- (26) 太田・前掲注(12)一五九頁。
- (27) 東京弁護士会・前掲注(24)六五頁。
- (28) これについてわが国における根拠として、動物愛護・環境保全委員会が行った「動物愛護管理法改正に関連する幼齢動物の取扱についてのアンケート」がその一つとしてある。他方、欧米での研究報告については、大型犬のデータに基づくものであり、小型犬の飼養を多くするわが国にそのまま当てはまるか疑問であるとの指摘もある(太田匡彦『犬を殺すのは誰か ペット流通の闇』(朝日新聞出版、二〇二三年)一七五頁参照)。また、そのアメリカでの研究報告は一九五〇年代のものであり、五〇年前の実験結果と現状が合うのか疑問であるとの指摘もある(太田勝典「動物取扱業者の現状と課題 販売業の取組」法律のひろば第六四巻第八号二八頁)。
- (29) 衆議院調査局環境調査室「動物の愛護及び管理をめぐる現状と課題」(二〇二二年)一九頁。
- (30) 指定犬とは、秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬をいう。

- (31) 東京弁護士会・前掲注(24)六六一六七頁。  
拙著・前掲注(3)一〇四頁。
- (32) 東京弁護士会・前掲注(24)五五頁。
- (33) 東京弁護士会・前掲注(24)「佐藤光子」五五頁。
- (34) 環境省「動物愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_jaw/files/n\\_51.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_jaw/files/n_51.pdf))五一六頁。
- (35) 環境省・前掲注(35)五頁。
- (36) 特定動物の詳細については、環境省HP ([https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_jaw/sp-list.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_jaw/sp-list.html))を参照。
- (37) 環境省・前掲注(35)七頁。
- (38) 環境省・前掲注(35)七頁。
- (39) 動愛法二六条で定める特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物として政令で定める物）に関しては、許可を受けていることを明らかにする措置（識別措置）については、マイクロチップの埋込み（鳥網に属する動物にあつては脚環の装着又はマイクロチップの埋込み）を原則とすること、なお、施行規則及び環境省告示で定める方法での識別措置ができない場合については、その他の必要な識別措置を講じることが、義務付けられている（動物愛護管理法研究会・前掲注(1)四〇頁）。
- (40) 平成一八年一月二〇日環境省告示第三三三号。
- (41) 動物愛護管理法研究会・前掲注(1)一一頁。
- (42) 詳細は、東京弁護士会・前掲注(24)「橋本圭祐」七四―七九頁参照。
- (43) 米国獣医学会（鈴木真・黒沢努 訳）「安楽死に関するガイドライン」（株式会社アドスリー、二〇一二年）二六頁。
- (44) 詳細は、動物処分法関係専門委員会「動物の処分方法に関する指針の解説」（日本獣医師会、一九九六年）を参照。米国獣医学会・前掲注(44)二四―二五頁。
- (45) 拙稿・前掲注(3)一一〇―一一一頁。
- (46) 東京弁護士会・前掲注(24)一三八―一三九頁。
- (47) 環境省・前掲注(35)八頁。
- (48) 東京弁護士会・前掲注(24)「芝田麻里」一四一頁。
- (49)

- (50) この指摘につき、拙稿「放置された犬を保護した者に対する所有権に基づく返還請求の可否―東京地判平成二九年一〇月五日 (LEX/DB 文献番号 2539752) 及び東京高判平成三〇年四月一日 (平成二九年 (ネ) 四九六四号) ―」平成法政研究第二四卷第二号二九二―二九四頁を参照。
- (51) 詳細は、拙稿・前掲注(50)三〇三―三〇四頁を参照。